

選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられます！

選挙権年齢を満18歳以上とする改正公職選挙法が平成27年6月に成立し、施行日（平成28年6月19日）後に公示される国政選挙から適用されます。

このため、現在のところ平成28年夏に予定されている参議院議員通常選挙から、18歳、19歳の方が新たに有権者となり、投票できるようになるとともに、参議院議員通常選挙以降に行われる市区町村長選挙や知事選挙などの地方選挙も同様に投票できるようになる見込みです。

この改正により、全国では約240万人、本町では約300人が新たな有権者となり、将来を担う若者世代の声がこれまで以上に政治に取り入れられることとなります。

この改正を機会に、若い世代だけではなく皆さんが有権者の一人として、改めて選挙の大切さを認識していただき、貴重な一票を無駄にすることの無いよう、積極的に選挙に参加しましょう。

詳細については、町ホームページ、または総務省ホームページをご覧ください。

◆問合せ 余市町選挙管理委員会 ☎21-2134
総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/18senkyo/index.html>



▲▽ 国民年金のお知らせ ▲▽

●国民年金の任意加入制度について

老齢基礎年金は、20歳から60歳までの40年間（480か月）の保険料納付を基準として受給額が計算されます。

納め忘れなどがある方は、国民年金に任意加入し、保険料を納付することによって480か月に近づけることができます。

○任意加入できる方：日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方

※保険料の納付は口座振替またはクレジットカードでの納付のいずれかになります。

※加入資格は個々の年金加入や納付状況により異なりますので、詳細についてはお問合せください。

◆問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120

パブリックコメントの結果について

1月15日から2月15日に実施しました「余市町過疎地域自立促進市町村計画（素案）」のパブリックコメントについて、町民の皆様からのご意見等の提出はありませんでした。

◆問合せ 企画政策課 政策グループ ☎21-2117

【～余市税務署からのお知らせ～】

申告書は、自分で作成して、お早めに！

平成27年分の所得税および復興特別所得税並びに贈与税の確定申告書の提出期限は3月15日（火）、消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告書の提出期限は3月31日（木）です。

期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、確定申告書は「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」を参考に自分で作成し、お早めに提出してください。

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷して郵送等により提出することができます。

平成27年分から、給与所得者または公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。

初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、是非ご利用ください。

なお、税務署などの確定申告会場にお越しの際には、「前年の申告書控え」、確定申告に必要な書類および印鑑をご持参ください（「確定申告のお知らせ」が届いている方はそのお知らせも持参してください。）。

また、駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

税務署の閉庁日（土・日曜日、祝日等）は、税務署での確定申告の受付は行っておりませんので、ご注意ください。

◆国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>